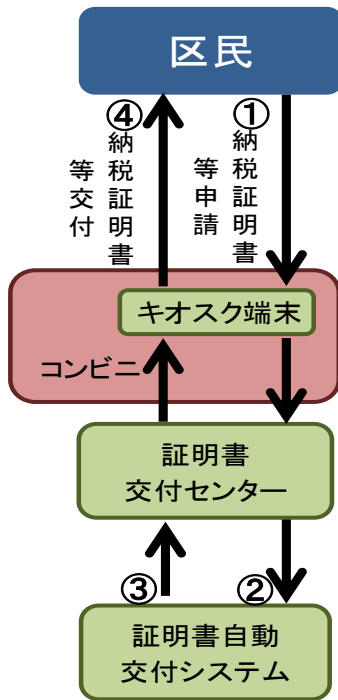


地方税に関する事務 全項目評価書（素案） コンビニ交付サービス導入に伴う主な変更内容

- 1 新たに全項目評価の対象となる「コンビニ交付サービス」に係る事務の内容やシステムについて追記（P. 8、P. 14）

【コンビニ交付サービスの流れ】

- ① 個人番号カードを利用して、コンビニ等に設置されているキオスク端末から納税証明書等の各種証明書の発行を要求します。
- ② 発行要求に基づき、区の証明書自動交付システムにおいて、対象者の証明書データを作成します。
- ③ 証明書データは、地方公共団体情報システム機構の証明書交付センターを経由してキオスク端末に送付されます。
- ④ キオスク端末から納税証明書等の各種証明書を交付します。



※キオスク端末とは

タッチパネルなどの簡単な操作で様々なサービスを利用できる端末装置で、いわゆるマルチコピー機のことです。



- 2 特定個人情報ファイルの取扱いの委託について追記（P. 49、P. 89、P. 90）

(1) 委託の内容

特定個人情報ファイルを保管する証明書自動交付システムの保守を業者委託するため、委託内容、取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲等を追記します。

(2) 委託におけるリスク対策

特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、契約書に「新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務」「個人情報の目的外利用の禁止」「契約終了後に資料等を返還、又は消去すること」等を明記します。

- 3 特定個人情報の消去について追記（P. 51、P. 94）

特定個人情報を保管する証明書自動交付システムでは、年度更新時に古くなった不要な税情報を消去し、直近4年度の税情報のみを保有するようにしています。

4 コンビニ交付サービスにおける証明書データの不保持について追記（評価書P51）

(1) 証明書交付センター（地方公共団体情報システム機構）

サーバにおいて、証明書データを保持しない仕組みとなっています。

(2) キオスク端末（コンビニ事業者）

証明書発行後は速やかにデータを消去し、保持しない仕組みとなっています。

- 5 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策について追記（評価書P93）

(1) 物理的な対策の内容

ア 証明書交付センターにおける措置

(9月5日差替え版)

(資料28-2)

サーバはセキュリティの確保されたデータセンターに設置され、入退室管理を厳格に行います。

イ キオスク端末における措置

端末は施錠されており、端末保守員以外の者は開錠できません。

(2) 技術的な対策の内容

ア 証明書交付センターにおける措置

証明書自動交付システムとの間では行政専用のネットワーク（L GWAN）回線、キオスク端末との間では専用回線でそれぞれ接続し、通信の閉域性を確保することで第三者からのアクセスを排除するほか、通信内容を暗号化しています。

イ キオスク端末における措置

証明書のデータについては、発行後速やかにセキュリティソフトによって自動的に消去されます。また、パスワードにより端末保守員以外の者はプログラムにアクセスすることができません。

6 5以外の対策について追記（評価書P94）

【キオスク端末における措置】

(1) 個人番号カード取り忘れ防止のため、カードを取り外さないで端末を操作することができません。

(2) 証明書取り忘れ防止のため、画面や音声等による警告を行い、注意を促しています。

(3) 万一証明書を取り忘れた際は、コンビニの従業員等が遺失物として警察に届けます。

※ 青字下線部分は、9月5日の差替えによる追加箇所です。